

令和2年9月定例会

請 願 ・ 陳 情

(現状と県の取組状況)

【継続】 令和2年9月定例会請願・陳情

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
今定例会で付託案件はありません。							

【新規】 令和2年9月定例会請願・陳情

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
総務教育	2-21		○	総務	日本国憲法第53条における臨時会召集について、法令等で召集期限を設定することを求める意見書の提出について	足羽 佑太	1
	2-24		○	教育	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について	新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子	2
	2-27		○	新時代創造	女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書の提出について	選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 虎井 佐恵子 ほか	3
福祉生活 病 院	2-22		○	子育て・人財	私学助成に関する意見書の提出について	一般社団法人鳥取県私立学校協会 会長 野田 修	5
	2-23		○	生活環境	地方消費者行政の拡充を求める意見書の提出について	足羽 佑太	9
	2-25		○	福祉保健	保健所の機能強化を求める意見書の提出について	足羽 佑太	11
	2-26		○	生活環境	消費生活相談における相談結果の伝達方法について	足羽 佑太	12
農林水産 商 工					(付託なし)		—
地域づくり 県土警察	2-28		○	地域づくり	美保基地への空中給油・輸送機KC46Aの配備に反対することについて	平和・民主・住みよい米子をつくる会 代表世話人 大谷 輝子	13

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-21 (2.8.6)	総務	<p>日本国憲法 53 条における臨時会召集について、法令等で召集期限を設定することを求める意見書の提出について</p> <p>足羽 佑太</p>	<p>【現状】</p> <p>1 日本国憲法では、臨時会の召集について、以下のとおり規定している。</p> <p>○日本国憲法（抜粋）</p> <p>第 53 条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。<u>いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。</u></p> <p>2 臨時会の召集期限に係る判例としては、2017年6月22日に野党からの臨時国会の召集要求に対し、内閣が98日を経過した同年9月28日まで臨時国会を召集しなかったことが憲法違反にあたるかどうか争われた訴訟において、2020年6月10日に那覇地裁は、内閣は臨時会を召集すべき憲法上の義務があると認められ、その義務は単なる政治的義務ではなく法的義務と解されることから、違憲と評価される余地はあると判示しているものの、内閣が行った臨時会の召集が合理的期間を徒過したものであるかどうか等の憲法判断は行っていないと認識している。</p> <p>3 2012年に自由民主党が決定した日本国憲法改正草案では、臨時会の召集について以下のとおり規定している。</p> <p>○日本国憲法改正草案（2012年4月27日 自由民主党決定）</p> <p>第 5.3 条 内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。<u>いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があったときは、要求があった日から 20 日以内に臨時国会が召集されなければならない。</u></p>

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-24 (2.9.1)	教育	<p>国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について</p> <p>新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子</p>	<p>本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施しているところである。</p> <p>少人数学級の効果としては、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させることにより、学校生活や人間関係への円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着が図られることや、この度の新型コロナウイルスの感染症における対応面でも効果があることから、国の学級編制基準についても、小学校1年生の35人学級のみならず、さらなる少人数学級の拡充のための教職員定数の改善を行うよう、令和2年7月に国に対して要望したところである。</p> <p>一方で学級の適正規模については、児童生徒同士や教員との一体感ある信頼関係を構築しながら、学習指導や生徒指導両面にわたる全人的な教育を行っていくという観点から一定の規模が必要とも言われており、また、現在国の教育再生実行会議の初等中等教育ワーキンググループにおいて検討されていることから、その検討状況を踏まえた上で、引き続き国に対する定数改善の要望を行うとともに、現行の少人数学級制度についてより一層の成果が上がるよう取り組んでいきたい。</p>

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-27号 (2.9.4)	新時代創造	<p>女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書の提出について</p> <p>選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 虎井 佐恵子</p> <p>選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 佐々木 千代子</p> <p>選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 山口 とも子</p> <p>選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 星川 淑子</p> <p>選択議定書の批准を求める会とっとり 世話人 早川 幸子</p>	<p>【現 状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約は、1979年12月に第34回国連総会において採択され、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准した。 ・女子差別撤廃条約選択議定書は、1999年10月に第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効したが、我が国は批准していない。 ・女子差別撤廃条約 締約国189か国 うち同条約選択議定書 締約国113か国 [2020年2月現在] <p><国における検討状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」において、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」とされており、令和2年度中に策定予定の第5次男女共同参画基本計画の素案にも同様に記載されている。 ・選択議定書に規定される個人通報制度については、「国内の確定判決と異なる内容の見解が出された場合」、「通報者に対する損害賠償や補償の要請を求められた場合」、「法改正を求める見解が出された場合」等について、我が国の司法制度や立法制度との関係との関連でどう対応するかという論点があるとされている（令和2年3月26日参議院外交防衛委員会における茂木外務大臣答弁）。こうしたことから、我が国は、女子差別撤廃条約のほか、同様に個人通報制度を規定している自由権規約、児童の権利条約、障害者権利条約、社会権規約の選択議定書を批准していない。 ・政府においては、人権に関する様々な条約に基づき設置された委員会等に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会等の対応等について研究するため、「個人通報制度関係省庁研究会」を開催している（直近では、本年8月27日に、省庁関係者及び国連の委員会の委員を務める外部講師が参加して開催されている）。 <p>※女子差別撤廃条約選択議定書とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性強化のため、個人通報制度、調査制度などについて規定している。 ・個人通報制度は、条約に定める権利を侵害された個人または集団が女子差別撤廃委員会（以下、委員会）に対して権利の侵害を通報し、委員会が通報内容を検討の上、見解又は勧告を当該締約国に通知する制度。なお、通報内容について国

			<p>内の救済措置が尽くされていることが通報の前提条件となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・調査制度は、委員会が条約に定める権利の重大または組織的な侵害を示唆する信頼できる情報がある場合に、その侵害の有無について調査し、調査結果を当該締結国に送付する制度。
--	--	--	---

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																															
2年-22号 (2.8.19)	子育て・人財	私学助成に関する意見書の提出について 一般社団法人鳥取県私立学校協会 会長 野田 修	<p>【現 状】</p> <p>1 経常費助成について 県が私立高等学校等に対して経常費助成を行い、国は県に対してその一部を補助している。</p> <p>令和元年度私立高等学校等教育振興補助金の補助実績（全日制分） 県補助金 1,577,649千円（生徒1人当たり471,080円） [うち国費 241,714千円（15.3%）]</p> <p>令和元年度私立幼稚園運営費補助金の補助実績 県補助金 161,215千円（園児1人当たり171,908円） [うち国費 25,641千円（15.9%）]</p> <p>(参考) 国の予算額（私立高等学校等経常費助成費補助金）の推移 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="1070 834 1861 1002"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国予算額</td> <td>1,022</td> <td>1,021</td> <td>1,022</td> <td>1,029</td> </tr> <tr> <td>対前年比増減額 (増減率)</td> <td></td> <td>-1 (-0.1%)</td> <td>+1 (+0.1%)</td> <td>+7 (+0.68%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設整備費補助について 私立高等学校等に対して、校舎等の改築、改修（耐震補強工事等）に要する経費の一部を補助している。</p> <table border="1" data-bbox="1055 1166 1727 1334"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国補助率</th> <th>県補助率</th> <th>学校負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改築</td> <td>—</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>大規模修繕</td> <td>—</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>1/3~1/2</td> <td>1/6~1/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 国の予算額（私立学校施設整備費補助金）耐震化分 R2当初47億円 ※鳥取県内私立高等学校耐震化率（H31.4.1現在）100% ※鳥取県内私立幼稚園耐震化率（H31.4.1現在）90.7%（幼保連携型認定こども園を含む）</p>		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	国予算額	1,022	1,021	1,022	1,029	対前年比増減額 (増減率)		-1 (-0.1%)	+1 (+0.1%)	+7 (+0.68%)	区 分	国補助率	県補助率	学校負担	改築	—	1/2	1/2	大規模修繕	—	1/3	2/3	耐震改修	1/3~1/2	1/6~1/3	1/3
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度																														
国予算額	1,022	1,021	1,022	1,029																														
対前年比増減額 (増減率)		-1 (-0.1%)	+1 (+0.1%)	+7 (+0.68%)																														
区 分	国補助率	県補助率	学校負担																															
改築	—	1/2	1/2																															
大規模修繕	—	1/3	2/3																															
耐震改修	1/3~1/2	1/6~1/3	1/3																															

3 アクティブラーニング推進事業補助について

県では国の私立高等学校等ICT教育等整備推進事業を活用したものについて上乗せし補助するとともに、同事業において下限額に満たない事業について県単独で補助している。

区 分	国補助率	県補助率	学校負担
500万円以上4,000万円以下	1/2	1/4	1/4
500万円未満	—	3/4	1/4

(参考) 国の予算額 (私立高等学校等ICT教育等整備費推進事業)

R2 当初10億円 (R元当初24億円)

4 高等学校等就学支援金について (国10/10)

私立高等学校及び私立専修学校 (高等課程) の生徒に支給している。

低所得世帯の負担軽減及び公私間格差是正のため、就学支援金の支給に所得制限基準を設け、低所得世帯については収入に応じて支給額を加算している。

年収区分 (目安)	支給年額
590万円未満	396,000円
590万円以上910万円未満	118,800円
910万円以上	—

5 鳥取県私立高等学校等総合支援金について (単県)

県独自で、国の就学支援金制度に上乗せの補助を行っている。

年収区分 (目安)	支給年額
生活保護世帯	(その他納付金) 支給上限額 86,400円
非課税世帯	(その他納付金) 支給上限額 43,200円
590万円以上700万円未満	(授業料) 支給上限額 118,800円
700万円以上800万円未満	(授業料) 支給上限額 59,400円

- 6 鳥取県私立中学校就学支援金について（単県、一部国定額）
高等学校等就学支援金制度の基準に合わせて、私立中学校の生徒に支給している。

鳥取県私立中学校就学支援金

年収区分（目安）	支給年額
生活保護世帯	(授業料)支給上限額 396,000 円 (その他納付金)支給上限額 42,000 円
非課税世帯	(授業料)支給上限額 396,000 円 (その他納付金)支給上限額 21,000 円
270 万円以上 590 万円未満	(授業料)支給上限額 396,000 円
590 万円以上 700 万円未満	(授業料)支給上限額 237,600 円
700 万円以上 800 万円未満	(授業料)支給上限額 178,200 円
800 万円以上 910 万円未満	(授業料)支給上限額 118,000 円
910 万円以上	—

※文部科学省の「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」
(年収 400 万円未満の世帯へ年額一律 10 万円を支給)を活用し、一部財源を充当

【国への要望（令和 2 年 7 月）】

義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、人づくり革命及び教育を受ける権利の保障、公私間格差解消の観点から、私立高等学校と同様に、国において就学支援金の支給制度を創設すること。

- 7 教員の資質能力向上等への補助について
鳥取県私立学校協会が行う私立高等学校等の教職員研修、教育研究等に対し補助している。

令和元年度鳥取県私立学校協会補助金の補助実績
県単独補助 1,970 千円（補助率 1/2）

			<p>8 G I G Aスクール構想の実現に係る国庫補助について（国事業、直接補助） （R元補正 119 億円・R2 補正 86 億円）</p> <p>①私立学校情報機器整備費補助金 【対象】小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校（小・中学部） 【補助率】1/2（上限：コンピュータの整備台数に 45,000 円を乗じた額）</p> <p>②私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 【対象】小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 【補助率】1/2（補助対象経費限度額：200 万円以上 3,000 万円以下）</p>
--	--	--	--

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																		
2年-23号 (2.8.28)	生活環境	地方消費者行政の拡充を求める意見書の提出について 足羽 佑太	<p>【現状】</p> <p>1 県内の消費生活相談体制 県内の消費生活相談については、都道府県の消費生活センターとして県内3か所（東・中・西部）に消費生活相談室を設置するとともに、県内全市町村で消費生活相談窓口を開設し、平成24年度から県及び1市14町村が、消費生活相談業務を消費生活相談員（資格保持者）の在籍するNPO法人へ委託実施している。 ※鳥取・米子・境港市は、法要件を満たす「消費生活センター」を設置し、消費生活相談員を直接雇用。 ※中部1市4町は、鳥取中部ふるさと広域連合において「中部消費生活センター」を設置し、広域連合委託相談員1名、県委託相談員1名が常駐し、県と共同運営としている。 ※業務委託の経過 平成21年に制定された消費者安全法により、消費生活相談対応を市町村でも行うこととなったため、各自治体単独では設置が難しい消費生活相談員の確保及び相談対応の質の向上を目的に、平成24年度からNPO法人コンシューマーズサポート鳥取（相談員13名、全員資格保持者）に相談業務を委託している。</p> <p>(参考) 相談件数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1012 810 2024 970"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>941,341</td> <td>996,498</td> <td>934,944</td> <td rowspan="3">全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET)登録件数</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>3,500</td> <td>3,038</td> <td>2,681</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3,556</td> <td>3,332</td> <td>2,803</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 研修への参加状況 国民生活センターや県が開催する研修に消費生活相談員及び消費者行政職員が計画的に参加し、能力向上に努めている。 ・令和元年度実績（延べ数） 消費生活相談員：受講講座29講座、参加数56名 消費者行政職員：受講講座4講座、参加数4名 ※R元年度研修テーマ例：キャッシュレス決済、インターネット取引等</p> <p>3 国の地方支援の状況 ・地方消費者行政経費は、地方交付税の基準財政需要額（消費者保護及び消費者行政推進費）で措置され、これに加えて地方消費者行政強化交付金が都道府県に交付されている。 ※地方消費者行政強化交付金の概要 強化事業（交付率1/2）と推進事業（従来の地方消費者行政推進交付金：交付率定額）で構成され、推進事業は平成29年度までの事業着手を条件とし、交付は段階的に終了する（令和9年度をもって全て終了）。</p>	区分	H29年度	H30年度	R元年度	備考	全国	941,341	996,498	934,944	全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET)登録件数	県	3,500	3,038	2,681	市町村	3,556	3,332	2,803
区分	H29年度	H30年度	R元年度	備考																	
全国	941,341	996,498	934,944	全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET)登録件数																	
県	3,500	3,038	2,681																		
市町村	3,556	3,332	2,803																		

<補助対象>

- 強化事業：国が取り組むべき重要な消費者政策に係る地方公共団体の実施する事業
 (消費者安全確保地域協議会の構築、エンカル消費の普及、若年者への消費者教育等)
 推進事業：消費生活相談体制の維持充実等、消費者行政推進に向けた取組
 (相談体制整備(相談員配置費)、相談機能整備・強化(拡充・改修経費、参考図書購入費等)、相談員レベルアップ(研修参加支援)、講習・啓発経費等)

(参考) 地方消費者行政強化交付金に係る予算措置状況

年 度	予算額 (当初予算ベース)			
	国	県 (消費生活センター 予算全額)	うち	
			国庫補助相当額	うち 市町村への交付額
令和2年度	20.0億円	61,379千円	14,877千円	13,246千円
令和元年度	22.0億円	65,972千円	20,022千円	18,391千円
平成30年度	24.0億円	72,395千円 H29繰越15,000千円	22,986千円 H29繰越15,000千円	16,086千円 H29繰越10,277千円

- ・また、全国的な消費生活相談員の高齢化と担い手不足の深刻化を受け、消費生活相談員担い手確保事業(全国600名を対象としたオンライン資格試験対策講座)が令和2年度に実施されている。

【県の取組状況】

1 国への予算措置要望

県及び市町村等において、今後も地方消費者行政強化交付金の活用が可能となるよう、消費者行政推進に対する補助制度の拡充等について、消費者庁へ要望した。[令和2年7月]

<要望事項>

- ・地方消費者行政強化交付金(推進事業)について、都道府県及び市町村における消費者行政推進のための事業継続が可能となるよう、活用期間を延長すること。
 - ・地方消費者行政強化交付金(強化事業)について、各自治体の実情に応じた事業実施が可能となるよう事業メニューの拡充を図るとともに、交付率を10/10とすること。
- ※各自治体において、消費者行政推進のために実施する事業は、地域の実情に応じたものとなることから、各自治体の取組を国として取り組むべき重要消費者政策として捉え、有効かつ柔軟な財政支援を求める。

2 消費生活相談員の能力向上に向けた研修機会の確保

NPO法人への相談業務の委託の中で、相談員の研修への参加を義務付け、必要経費を措置して研修参加を促進しているほか、県において相談員向けのスキルアップ研修を開催し、相談員の能力向上に努めている。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																																											
2年-25号 (2.9.3)	福祉保健	保健所の機能強化を求め る意見書の提出について 足羽 佑太	<p>【現 状】</p> <p>1 国は、発熱・帰国者・接触者相談センターの体制整備や積極的疫学調査等の保健所の機能強化のために必要となる人員の雇用等に要する経費を本年4月の国一次補正予算で措置している（本県では4月補正で対応）。</p> <p>2 全国知事会は、これまでの感染拡大防止の対応を検証し、次の感染拡大の波に備える有効な検査体制・医療提供体制を構築するため、新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチーム（チーム長：平井鳥取県知事）を設置し、保健所の体制の強化のために財政支援の充実や国の業務支援等について、9月4日に国に要望を行った。</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>1 県では本年1月21日に県内3カ所の保健所に発熱・帰国者・接触者相談センターを設置し、24時間体制での相談業務、積極的疫学調査等を実施している。陽性者が発生した月は増加する傾向にある。</p> <p><相談件数></p> <table border="1" data-bbox="1043 730 1742 794"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,752</td> <td>5,959</td> <td>2,245</td> <td>1,172</td> <td>3,269</td> <td>3,946</td> </tr> </tbody> </table> <p><PCR検査件数></p> <table border="1" data-bbox="1043 826 1742 890"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>181</td> <td>1,041</td> <td>558</td> <td>597</td> <td>2,289</td> <td>3,421</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 これらの業務増に対応するため、総合事務所内の各局による応援のほか、本庁からも職員（保健師、衛生技師、検体搬送要員など）を動員し、県庁全体で保健所の支援体制を構築している。</p> <p>3 また、保健所機能等体制強化事業（4月補正予算）により、嘱託医、保健師、看護師等を雇用する経費を措置し、嘱託医2名を配置するとともに、5月からは県などの退職保健師や県看護協会看護師などを特別職非常勤職員として採用し、各保健所での発熱相談センター業務、疫学調査、ドライブスルーPCR検査における検体採取業務等に従事している。</p> <p><県事業による保健師・看護師応援実績></p> <table border="1" data-bbox="1043 1214 1939 1310"> <thead> <tr> <th></th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣人数</td> <td>11人</td> <td>10人</td> <td>12人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>派遣日数</td> <td>延べ56日間</td> <td>延べ82日間</td> <td>延べ85日間</td> <td>延べ97日間</td> </tr> </tbody> </table>		1～3月	4月	5月	6月	7月	8月	件数	2,752	5,959	2,245	1,172	3,269	3,946		1～3月	4月	5月	6月	7月	8月	件数	181	1,041	558	597	2,289	3,421		5月	6月	7月	8月	派遣人数	11人	10人	12人	16人	派遣日数	延べ56日間	延べ82日間	延べ85日間	延べ97日間
	1～3月	4月	5月	6月	7月	8月																																								
件数	2,752	5,959	2,245	1,172	3,269	3,946																																								
	1～3月	4月	5月	6月	7月	8月																																								
件数	181	1,041	558	597	2,289	3,421																																								
	5月	6月	7月	8月																																										
派遣人数	11人	10人	12人	16人																																										
派遣日数	延べ56日間	延べ82日間	延べ85日間	延べ97日間																																										

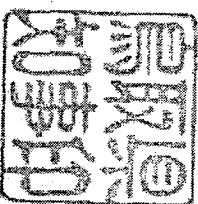
受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																							
2年-26号 (2.9.3)	生活環境	消費生活相談における相談 結果の伝達方法について 足羽 佑太	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内3か所の消費生活相談室では、悪質商法・契約トラブル・多重債務（借金）に係る消費者からのご相談やその他消費生活に係るお問い合わせに応じ、必要な助言、情報提供等を行っている。 ○相談は、電話相談及び窓口での対面相談を基本とし、平成28年6月から電子メールによる相談の受付、令和元年7月からLINEによる消費生活相談に関する情報提供や相談窓口の周知を開始している。 <p><相談件数> (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1003 576 2018 788"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">相談件数 (内メール受付)</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>助言</th> <th>あっせん</th> <th>その他 (他機関紹介等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>2,681 (10)</td> <td>1,635</td> <td>341</td> <td>705</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>3,038 (6)</td> <td>2,113</td> <td>312</td> <td>613</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>3,500 (5)</td> <td>2,466</td> <td>383</td> <td>651</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談者本人が事業者との交渉等が困難な場合に、消費生活相談員がトラブルの処理のためのあっせん（最終的な解決を目指して、事業者と消費者の主張を調整し、交渉すること）を行う。その交渉結果については、相談者へ電話又は対面で内容を伝達している。 ○あっせん結果の伝達は、事業者の主張や解決に向けた相談員の意図などを誤解されることなく正しく相談者に伝えるため、電子メールを使用していない。 ○なお、緊急性を要するものについては、相談員は早急に相談者と電話又は対面により、誤解のないよう確実にあっせん結果を伝えるようにしている。 <p>(参考：国民生活センター及び他県の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民生活センターでは、相談の受付は電話のみで行われているが、相談を進める中で相談員の勤務時間内に連絡が取れない場合等、必要に応じて電子メールを使用している。 ○中国地区4県では、電子メールでは事業者の主張や相談員の意図を正確に伝えづらいこと、相談員からの電子メールを恣意的に公表された場合には事業者の不利益につながる恐れがある等の理由から、メールで対応している県はない。 	年度	相談件数 (内メール受付)	内訳			助言	あっせん	その他 (他機関紹介等)	R元年度	2,681 (10)	1,635	341	705	H30年度	3,038 (6)	2,113	312	613	H29年度	3,500 (5)	2,466	383	651
年度	相談件数 (内メール受付)	内訳																								
		助言	あっせん	その他 (他機関紹介等)																						
R元年度	2,681 (10)	1,635	341	705																						
H30年度	3,038 (6)	2,113	312	613																						
H29年度	3,500 (5)	2,466	383	651																						

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-28号 (2.9.10)	地域づくり	<p>美保基地への空中給油・輸送機 KC46A の配備に反対することについて</p> <p>平和・民主・住みよい米子をつくる会 代表世話人 大谷輝子</p>	<p>【現 状】</p> <p>中国四国防衛局から「自衛隊美保基地における空中給油・輸送機 (KC-46A) の配備について」協議の申し入れがあった (平成 28 年 9 月 8 日)。</p> <p>米子市・境港市の意見、県議会における議論とともに、実機ができあがっていないことを踏まえ、配備に向けた準備を進めることについては了承した上で、実配備前に十分な時間的余裕をもって配備計画について協議を行い、同意を得ることを求めた (平成 29 年 3 月 29 日)。</p> <p>また、新防衛大綱・中期防衛力整備計画 (H31~35) が閣議決定 (平成 30 年 12 月 18 日) され、新たに空中給油・輸送機 4 機の整備が判明。</p> <p>⇒当初計画の 3 機から 6 機に増</p> <p>当該防衛大綱・計画について、県議会全員協議会で概要を聞き取るとともに、地元への説明が遅れたこと等に対して、知事、米子市長、境港市長連名で改善を申し入れ。</p> <p>実配備計画について令和 3 年 6 月頃との予定となったため、改めて再協議の申し入れがあった。(令和 2 年 9 月 3 日)</p> <p>※新型コロナウイルス感染症のため製造過程において 3 ヶ月程度の遅れとなった。</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>防衛は国が判断することであるが、地域の安全安心を担保するため、県議会、地元の米子市、境港市の意見も伺いながら判断していく</p>

第201600200572号
平成29年3月29日

中国四国防衛局長 様

鳥 取 県 知 事



航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機 (KC-46A) の配備に
ついて (回答)

平成28年9月8日付中防企地第5888号により協議のあったこのことについて、米子市長及び境港市長からの意見を踏まえ、下記事項を満たすことを前提として配備に向けた準備を行うことについては了承します。

ただし、空中給油・輸送機 (KC-46A) は未だ開発中の機種であるため、実配備前に十分な時間的余裕をもって配備計画について協議を行い、同意を得てください。また、米子市長及び境港市長から別添のとおりの意見が付されていますので、昭和54年1月26日閣議了解「美保飛行場周辺における生活環境の整備、地域振興等について」の趣旨を十分に尊重し、誠意ある対応を求めます。

記

- 1 空中給油・輸送機 (KC-46A) の実機が開発中であり、完成後の実機による展示飛行・騒音測定や安全面での検証を十分に行う必要があることから、引き続き地元への情報提供・説明等の対応を行い、完成後は実機により展示飛行・騒音測定や安全面の検証を十分に行うこと。
- 2 住民の安全の確保のため、安全運航及び地上施設の安全対策に万全を期すこと。
- 3 生活環境に支障を来さないよう、騒音対策に万全を期すこと。
- 4 生活環境整備や地域振興について一層の対策を講じるとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び防衛施設周辺整備事業について十分措置すること。
- 5 現在定期運航している羽田便、ソウル便及び香港便のほか、今後就航する定期便、チャーター便を含め、民間航空機の運航及び拡充等に影響が生じないよう配慮するとともに、民生利用の推進にも配慮すること。
- 6 航空輸送業務を行う美保基地の位置付け、性格に変更を生じないものとするとともに、基地の運用や美保基地に配備される航空機の機種変更等を行う場合は、速やかな情報提供と事前協議を行うこと。



受境都整第391号
平成29年2月27日

鳥取県知事 平井 伸治 様

境港市長 中村 勝治



航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機 (KC-46A) の
配備について (回答)

平成28年11月30日付第201600125825号で照会のあった標記の
件については、地元住民及び市議会の意見等を勘案し、航空自衛隊美保基地への空中
給油・輸送機 (KC-46A) の配備に同意いたします。

ついでには、住民生活の安心・安全の確保、福祉の向上並びに地域発展のために、下
記事項について、国に対して強く働きかけていただきますようお願いいたします。

1
3
1

記

- 1 空中給油・輸送機 (KC-46A) の開発の進捗状況については、情報提供を行う
とともに、実機完成後は試験飛行の実施など、安全性を十分に確認した上で配備
すること
- 2 美保基地における自衛隊航空機の運用にあたっては、住民生活に支障をきたさな
いよう、騒音の軽減を図るとともに、安全対策に万全を期すこと
- 3 空中給油・輸送機 (KC-46A) は、新たな機種配備であることを考慮し、地
元住民の理解と協力を得られるよう、周辺環境の整備及び地域振興については、
特段の配慮と一層の対策を講ずること
- 4 航空自衛隊美保基地の運用等に変更が生じる場合は、速やかな情報提供と事前協
議を行うこと

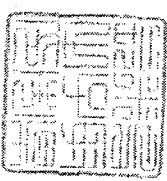


地政起第508号-1

平成29年2月27日

鳥取県知事 平井伸治様

米子市長 野坂康夫



航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機 (KC-46A) の配備
について (回答)

平成28年11月30日付け第201600125824号で照会があった
ことについては、地元住民の意向並びに市議会の意見を勘察し、下記の意見を
付して同意します。

記

- 1 住民の安全を確保するため、飛行安全及び地上安全に万全を期すること。
- 2 生活環境の悪化を防ぐため、騒音の軽減について適切な対策を行うこと。
- 3 地域振興策と生活環境整備を円滑かつ強力に推進するため、十分な措置を
行うこと。
- 4 機種の変更等を行う場合は、事前に協議をすること。